

山形県小・中学校特別支援教育研究会規約

第1条 この会は、山形県小・中学校特別支援教育研究会という。

第2条 この会は、山形県小・中学校研究会特別支援教育部の連合体であり、県内各学校の教職員をもって構成する。

第3条 この会の事務局は、会長の指定する学校におく。

第4条 この会は、各地区における特別支援教育に関する研究活動の連絡提携並びに促進を図り、本県特別支援教育の振興・発展に寄与することを目的とする。

第5条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 各地区における特別支援教育に関する研究活動の連絡・促進・援助に関すること
- 2 特別支援教育の調査・研究に関すること
- 3 現職教育および各種の研究会に関すること
- 4 研究成果や資料の作成・刊行に関すること
- 5 研究諸団体との連絡提携に関すること
- 6 その他目的を達成するために必要なこと

第6条 この会は、次の機関をおく。

- 1 委員会
- 2 理事会

第7条 委員会は、委員で構成、毎年1回会長が招集し、次の事項を審議する。なお、必要な場合には、臨時に招集できる。

- 1 規約の制定ならびに改廃に関すること
- 2 予算の議決および決算の承認に関すること
- 3 役員を選出および承認に関すること
- 4 事業運営の基本方針に関すること
- 5 その他この会の運営に関すること

第8条 理事会は、理事で構成し、会長が、随時招集し、会務を執行する。

第9条 この会に、次の役員をおく。

- 1 会長1名 副会長2名 理事 若干名 委員 若干名 監事2名

第10条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事は委員会で選出する。
- 2 理事には、地区会長があたる。
- 3 委員は、各地区で校種別に1名を選出する。
- 4 地区会長は、各地区で選出し、委員を兼ねる。

第 11 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、地区を総括し、会務の企画執行にあたる。
- 4 委員は、委員会において、審議事項にあたる。
- 5 監事は、会務および会計を監査する。

第 12 条 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任してもよい。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 13 条 幹事の委嘱については、次のとおりとする。

- 1 会長は、委員会の承認を得て、幹事(事務局員)を委嘱する。
- 2 地区幹事(事務担当者)については地区ごとに委嘱し、事務局に報告する。

第 14 条 この会の経費は、山形県小・中学校教育研究会からの配分金をもってあてる。

第 15 条 この会の会計は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

付則

- 1 この規約は、昭和 57 年 6 月 2 日に制定し、即日施行する。
- 2 この規約は、昭和 60 年 6 月 6 日に改定し、即日施行する。
- 3 この規約は、平成 2 年 6 月 1 日に改定し、即日施行する。
- 4 この規約は、平成 11 年 6 月 29 日に改定し、即日施行する。
- 5 この規約は、平成 15 年 7 月 9 日に改定し、即日施行する。
- 6 この規約は、平成 17 年 6 月 28 日に改定し、即日施行する。
- 7 この規約は、平成 19 年 7 月 5 日に改定し、即日施行する。
- 8 この規約は、平成 22 年 7 月 7 日に改定し、即日施行する。
- 9 この規約は、令和 2 年 7 月 4 日に改定し、即日施行する。
- 10 この規約は、令和 5 年 8 月 1 日に改定し、即日施行する。